

一般社団法人日本環境化学会

## 平成 26 年度第 2 回理事会

日時：平成 27 年 1 月 9 日（金）午後 14:00～15:00

場所：日本電子株式会社 筑波支店 2 階会議室

1 号議案 幹事会組織の再編成の件

2 号議案 役員推薦委員会メンバーの選出の件

その他 検討事項

- 
- ① 海外協力について
  - ② 会員拡大について

## 1号議案 幹事会組織の再編成について

活発な幹事会活動を促進するため、幹事会の各部会についてその役割と活動について再確認し、幹事会組織の再編成についてご検討ください。(資料もご覧ください)

### 検討事項

- 事務局は理事会の直属組織である。
- 公開セミナーは現在行われておらず、公開セミナー部会の活動は高校環境化学賞実施が主となっている。
- 機関誌の情報ページはすでに終了しており、同部会は抹消する。
- 地区担当の各部会を広報渉外部会のもとにおき、地区担当幹事に各地区での広報活動や会員拡大に協力頂く。
- 他部会の追加、廃止、名称変更の必要性。

### 現在の日本環境化学会幹事会構成

	(正幹事)	(副幹事)	(担当理事)
事務局 部会 (総務)			
企画			
1) 講演会企画部会			
2) 公開セミナー部会			
3) 調査研究担当幹事			
① ダイオキシン類・POPs部会			
PCB簡易測定部会			
② 塩素・オゾン処理・水質浄化部会			
アスベスト・土壌底質汚染対策部会			
重金属部会			
大気汚染防止対策技術部会			
③ WET部会			
環境ホルモン・化学物質リスク評価部会			
PPCPs部会			
農薬部会			
4) 学術図書出版部会			
編集部会			
情報部会			
広報・渉外部会			
表彰部会			
国際企画部会			
地区担当 北海道地区 部会			
東北地区部会			
関東地区部会			
中部地区部会			
関西地区部会			
九州地区部会			

## 2号議案 役員推薦委員会メンバーの選出の件

役員候補者選出規程「理事会で承認された理事5名からなる委員会で理事・監事の中央推薦を行う」(第3条2)にもとづき、役員推薦委員会のメンバーを選出いたします。選任されたメンバーは互選により委員長を定め、役員選挙にともない役員推薦委員会を招集してください。推薦委員会用(様式3)役員推薦書に必要事項を記入のうえ選挙管理委員会へ期日までに提出してください。役員推薦委員会による理事の推薦は10名を限度とします。(第8条)

### (参考) 役員候補者選出規程

第1条 理事及び監事の選出については、一般社団法人 日本環境化学会の定款に定めるほか、この規程による。

(役員の数)

第2条 理事の定数は、30人以内とする。

2 監事の定数は2人以内とする。

(役員推薦委員会)

第3条 理事及び監事の選出のために役員推薦委員会をおく。

2 役員推薦委員会は理事会で承認された理事5名からなる委員会で理事・監事の中央推薦を行う。

3 役員推薦委員会の任期は、2年とする。

4 役員推薦委員会は委員の互選により委員長を定める。

5 委員長は役員推薦委員会を招集し、その議長となる。

(役員推薦委員会の定足数)

第4条 役員推薦委員会は役員選出委員現在数の2分の1以上出席しなければ開催することができない。

(役員選出の告示)

第5条 会長は、役員選出の概ね2ヵ月前までに、次期役員選出の告示を行わなければならない。

(役員候補者)

第6条 正会員は、候補者受付期間中に3名の推薦者名を記入した役員立候補届(様式1)を選挙管理委員会へ届け出ることにより、自ら役員候補者となることができる。

2 正会員は、候補者受付期間中に役員推薦書(様式2)を選挙管理委員会へ届け出ることにより、会員である役員候補者を推薦することができる。但し、一正会員が推薦をする役員候補者は3名を限度とする。また推薦された会員は3枚の異なる推薦書をもって役員候補者となる。

- 3 役員推薦委員会は、候補者受付期間中に役員推薦書(様式3)を選挙管理委員会に届け出る  
ことにより、本会の事業運営及び専門分野の調査等のために必要な役員候補者を推薦する  
ことができる。
- 4 理事候補者、監事候補者ならびに理事候補者を推薦する者は、当該年度の12月27日におい  
て、当該年度までの会費を納入していなければならない。

(選挙)

第7条 理事候補者を選挙により上位20名を選抜するものとする。

- 2 監事候補者が2名を超える場合、選挙により上位2名を選抜するものとする。
- 3 前二項の選挙は、投票によるものとし、当該投票に関する規程は、別に定める。
- 4 候補者の数が役員定数を超えない場合においては、投票を行うことなく、候補者を当選者とす  
る。

(役員推薦委員会による推薦)

第8条 理事候補者は、10名を限度として、前二条とは別に理事の候補者として推薦(以下「推薦理事  
候補者」という。)することができる。

(総会への推挙)

第9条 会長は、理事候補者(第7条の選挙を行った場合は、同条により選抜された者。)、推薦理事候  
補者及び監事候補者を総会に推挙する。

(改廃)

第10条 本規程は理事会の議決により改定することができる。

附則 この規程は平成22年12月1日より施行する。

この改訂は平成23年4月19日より適用する。

## その他 検討事項

### ① 海外協力について

今後の当会の海外協力、また国際化についてご検討ください。

例として

- ・ 技術協力
- ・ JIS分析法の英文化など

### ② 会員拡大について

平成3年に発足し、平成12年をピークに会員数は減少を続けています。会員減少は当会に限ったことではありませんが、賛助会員から新規会員拡大の努力をしてほしいとの要請がありました。賛助会員は本学会運営のための大事な資産ですのでご検討をお願い致します。討論会等での賛助会員の観察、意見は以下のとおりです。

- ・ 毎年の討論会での新規の参加者が少ない。
- ・ 当会に所属している会員の大学や企業も決まってきている。
- ・ 環境化学を研究している大学、または大手企業の環境分野担当部署、環境関連企業への討論会参加、学会入会等の積極的な働きかけを執行部に検討頂きたい。

一般社団法人 日本環境化学会 組織図

